

2020年(令和2年)4月28日

建設リサイクル法の郵送受付の開始について(お知らせ)

新型コロナウイルスの感染症対策の政府による緊急事態宣言を受け、下記の届出等の郵送での受付を開始します。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、やむを得ない場合に限り、庁舎窓口での受付も行いますが、本事態を鑑み、極力郵送での届出にご協力をお願いいたします。

記

1. 該当届出等

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)における

- ・第10条に定める届出、変更(民間工事)
- ・第11条に定める通知(国の機関又は地方公共団体)

2. 届出方法 郵送

3. 適用期間 当面の間

(取り扱いを終了する時期については、改めてお知らせします。)

4. 留意事項

- ・書類に不備があれば、再届出が必要になりますので、誤記、記入漏れがないようによく確認の上、送付してください。また、訂正等は、工事着手日までに済ませてください。
- ・必ず、届出地がよくわかる地図をつけてください。
- ・届出日は、書類が開発審査課に到着した日になります。届出は工事着手の7日前までになっていますのでご注意ください。
- ・副本の返却(受付印を押印、届出シール含む)のため、返信用封筒(宛先を記入し、郵送に必要な料金分の切手を添付したもの)を同封ください。
- ・郵送については、配達状況の確認できるものを使用するなど十分ご注意ください。

届出書郵送先

〒 673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市都市局住宅・建築室開発審査課(担当:西尾・京橋・岸)

TEL 078-918-5087(直通)

FAX 078-918-5109